

会議録

| | |
|-------|--|
| 名称 | 令和元年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会 |
| 日時 | 令和元年12月2日（月）午後2時から午後4時20分まで |
| 会場 | 目黒区総合庁舎本館1階E会議室 |
| 出席者 | <p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、いいじま、金井、岩崎、かいでん、山田、伊藤、深山、荘島、倉島、上田、佐藤、平尾</p> <p>（区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、戸籍住民課長、生活衛生課長、健康推進課長、福祉総合課長、障害福祉課長</p> |
| 傍聴者 | なし |
| 配付資料 | <p><事前配付資料> 諮問事項の資料</p> <p><席上配付資料> 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）</p> |
| 会議次第 | <p>1 会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項</p> <p>（1）個人番号カード関連業務の一部外部委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（2）食品衛生申請等システムの利用に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（3）受動喫煙防止対策に係るコールセンター運営及びアドバイザー派遣業務委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（4）地域包括支援センターに係る委託事業の拡大に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>3 その他</p> |
| 発言の記録 | 別紙のとおり |

<令和元年度第4回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

| | |
|----|---|
| 会長 | <p>定刻になりましたので、開会いたします。本日は、足元の悪い中、また、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>一言お願いを申し上げます。限られた時間の中でのなるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は個人情報の保護に関するご質問等を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況について、ご報告をお願いいたします。</p> |
| 区側 | <p>それでは、本日の出席状況ですが、現在の出席者、21名中19名ということで、定足数を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>あと、本日、傍聴もありません。</p> |
| 会長 | <p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p> |
| 区側 | <p>それでは、事前にお送りいたしました資料ですが、資料番号1から4ということで、4つの諮問事項がございます。</p> <p>本日、席上に配付しておりますのが、次第のほか、資料の5として前回の答申文、資料6として本日の諮問文、最後に座席表と名簿がございます。</p> <p>あと、クリアファイルに入っているかと思うんですけども、法定調書に係る書類がございますので、こちらも最後にご説明させていただきます。</p> <p>配付資料は以上ですが、不足等ありましたら、挙手でお知らせいただけますか。大丈夫でしょうか。</p> <p>では、以上です。</p> |

2 諮問事項

(1) 個人番号カード関連業務の一部外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

| | |
|----|--|
| 会長 | <p>では、次第に沿って議事を進めてまいります。</p> <p>次第の2、諮問事項1、個人番号カード関連業務の一部外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p> |
| 区側 | <p>(資料により説明) (約20分)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | 幾つかあるんですけども、まず交付予約システムの導入ということで、予約管理システムを導入するということで、その中身につきまして、資料1-3のほうでこれくらいの性能のものというご説明があるんですけども、そもそもこのシステムは誰が管理をされるんでしょうか。 |
| 区側 | 管理というと。 |
| 委員 | 外部接続になりますよね。 |
| 区側 | はい。 |
| 委員 | そうすると、どこかに区以外の方が所有している、管理しているシステムに接続するというふうに理解したんですけども、そうすると、それはどなたなんですかという説明がなかったのです。 |
| 区側 | 事業者さんの中にサーバーを置いて、サーバーの中でデータを置くということで外部結合になります。ハード的な問題が起きた場合は、その事業者さんに対応を求めて、我々はそのデータの管理ということでは区が行うという考え方でおります。 |
| 委員 | としますと、前回ですか、前々回ですか、区がシステムをクラウド化して、区のいろいろな情報を任せる、委託するという業者さんがいましたけれども、そのシステムの1つになるということで理解してよろしいんでしょうか。 |
| 区側 | データを外部に置くということでは、内部ではないので、クラウド化、データセンター化ということでは、いわゆる他のシステムのクラウド化と同じであると理解をいただいて構わないと思います。 |
| 委員 | サーバーや何かの管理はそういうところがやるけれども、システム自体の管理運営というのは区ということでもよろしいんでしょうか、今のご説明ですと。 |
| 区側 | システム自体の管理というところがいま一つ。 |
| 委員 | 例えば不具合が生じたときに、そういう対応はどこか専門の業者さんをお願いしてやるのか、区が直営でやるのかということ、今のご説明でいくと、サーバーだけのあれは。 |
| 区側 | 業者さんになりますね。 |
| 委員 | 業者のほうにクラウド化して安全なところに置きますよと。だけでも、システム自体については、何かあったときの対応は区でいいということでもよろしいんでしょうか。 |
| 区側 | システムの不具合については、やはり専門の事業者さんにそこまで含めて保守委託ということでやりますので、委託業者さんをお願いをするということにはなると思います。 |

| | |
|----|---|
| 委員 | データそのものの管理は区で。 |
| 区側 | データ自体の管理というのは事業者さんに任せられるという部分がないと思いますので、そこのところと、ハード的に例えば何か不具合が起きて、それを改善してもらおうというのは委託業者さんをお願いする範疇ということになるという。 |
| 委員 | その委託業者さんというのはどういう方なんでしょうか。 |
| 区側 | このサーバーの設置者になります。 |
| 委員 | そのサーバーの設置者ってどういう人ですか。 |
| 区側 | どういう人ですかというと、システムを保有している、これから委託しようというところになりますけれども。 |
| 委員 | つまり、予約システムというものを、これから委託業者さんを決めて管理運営をしていただくということですよ。 |
| 区側 | そうです。 |
| 委員 | そこところの説明が何もなかったもので、今までこの審議会にかかったものは、大体どういふところの、どういうレベルの方を選ぶつもりですか、そういうご説明があったものから、このレベルのシステムをやりますというのはわかったんですけども、それを任せられるにふさわしい業者さんをこれから選ぶということですね。 |
| 区側 | そうですね。おっしゃるとおりです。 |
| 委員 | 1点目はわかりました。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 関連してなんですけど、これから業者を選ぶという話なんですけど、この交付予約システム自体は、カードを交付発行している地方公共団体情報システム機構ではないんですね。 |
| 区側 | 違います。 |
| 委員 | それは幾つか別の業者を想定している。 |
| 区側 | 今、想定しているところはありますけれども、何社かそういうところがありますので、同じような仕組みで、いわゆるパッケージもののシステムを販売しているところがございます。 |
| 委員 | それから、もう一点確認なんですけど、資料1-3の(5)のその他のところで、同システムと予約管理システムとの間のデータのやりとりには、課内で厳重に管理するUSBメモリ |

| | |
|----|--|
| | <p>を使用するとあるんですが、このUSBメモリにはどういう情報が入るようになるんですか。</p> |
| 区側 | <p>予約管理システムからは予約の情報を取り出して、この管理システムのほうに入れる、管理システムからは、管理番号を取り出して予約システムのほうに入れるというやりとりを想定しています。</p> |
| 委員 | <p>それをUSBメモリでやると。</p> |
| 区側 | <p>そうなりますね。</p> |
| 委員 | <p>USBメモリ自体は厳重に保管するんでしょうけれども、いろいろな事故がありますよね。それをあえてUSBメモリでやりとりするのか、別なサーバーを置いてそこで管理するということではなくて、USBメモリというのはどういう理由で。</p> |
| 区側 | <p>やはり確認するという意味が一番、ネット回線でつなげてしまいますと、そこでの感染リスクを考えて、それと、より簡便なところもありますし、一つは進捗管理システムの単体機能になりますので、そことのやりとりはUSBというのが想定される媒体としては一番適切かなということで考えています。</p> |
| 会長 | <p>どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>まず、資料1-2、それから、仕様書になりますが、資料の1-9で、予約システムのフロー図があるんですけども、この中で、コールセンターの設置に関しまして、コールセンターは書いてありますけれども、カード申請者が電話、ファクスをスタートとしましてコールセンターにかけて、コールセンターがそこから予約システムに入っていくという流れが落ちているんじゃないかと。カード申請者の電話、ファクスというのがもう一つあって、それからコールセンターに行って、コールセンターが上のほうに行って、申請者のほうに予約の情報を伝えると。そこが審議会の資料も漏れちゃ困るんですけども、仕様書で漏れちゃうのはまずいんじゃないかと思うんですが。</p> |
| 区側 | <p>おっしゃるとおり、図上は漏れておりますね。カード申請者からコールセンターに行くというルートがないと、コールセンターが予約するという仕組みがわかりづらいと思いますので、そこはご指摘を踏まえて修正いたします。</p> |
| 委員 | <p>それで、資料1-3のところなんですけれども、取り扱う個人情報、仕様書その他を読みますと、まず、問い合わせ関係については、電話番号のほかにファクス番号があるということで、ファクス番号が漏れているというのが1つです。メールアドレスは必要な場合と書いてあるんですけども、メールアドレスもやっぱり問い合わせの場合はいただくという考えでよろしいんでしょうか。それともファクス番号の間違いかどうか、そこはどうなんでしょう。</p> |
| 区側 | <p>そうですね。問い合わせの関係は対応経過記録表等で問い合わせの方のお名前と連絡先をいただく中で、相手先のほうがお電話がよろしいのか、ファクスがよろしいのか、メールがよろしいのか、それ次第ということになりますけれども、いずれかということで、確かにフ</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ファクスという記載がございませんので、ここもファクスがよろしければファクス番号をお伺いするという事ですので、ファクス番号をいただくということになります。</p> |
| 委員 | <p>今のメールアドレスのことは仕様書上はどこにも出てこないもので、もしとるんであれば、しっかりと書く必要があるんだろうと思います。</p> |
| 区側 | <p>はい。</p> |
| 委員 | <p>それと、②の予約関係のほうで、3つ目のポツのところ電話番号及びメールアドレスになっているんですが、ここもファクス番号が落ちているということ。それから、予約のときのメールアドレスは必要ないんじゃないですか。メールアドレスがある人であれば、問い合わせのところで、こういうふうにご自分でインターネットでできますよというご回答をすれば、何もこちらのコールセンターが予約をしなくてもご自分でできるという流れになりそうな気がするんですが、仕様書のほうも何も書いていないんですよ、メールアドレスは。だから、そういう仕組みかなと思ったんですけども、どっちが正しいんでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>確かにメールアドレスをお持ちの方はご自分でインターネットで予約ができるかなということをお考えますと、ご指摘のとおりでして、仕様書のほうは整合性がとれていなかったということですのでございますけれども、基本的には今のご指摘をお考えますと、メールアドレスというのは可能性としてはあるけれども、実際は少ないと考えていいのかなということ、ご指摘を踏まえて考えたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>同じところで、続きまして、取り扱う個人情報で、誕生日がしか出てございませぬけれども、ほかのところを見ますと生年月日となっているので、生まれ年が情報としてとることになっているようなんです。そこのところも漏れているような気がしますので、確認をしていただければと思います。</p> |
| 区側 | <p>使うものは生年月日というよりは、先ほどいいましたように、パスワードとログインするときの誕生日だと思います。</p> |
| 委員 | <p>具体的に言いますと、資料1-8の仕様書のほうですけれども、下から6行目になりますか、備考のところなんですけれども、下のほうで、氏名・住所・生年月日と書いてあるんですね。</p> |
| 区側 | <p>わかりました。</p> |
| 委員 | <p>ですから、どっちが正しいのか。</p> |
| 区側 | <p>コールセンターで取り扱う個人情報に生年月日が含まれてまいります。そこは修正させていただきます。あまり想定されないんですけども、管理番号で予約はお受けするんですけども、管理番号がどうしても何らかのことでご自分にはわからないんですけども、予約したいというような場合に、住所・氏名・生年月日、あるいは性別の4情報でご本人を特定して、それをコールセンターでお受けするという想定もしておりますので、取り扱う個人情報の中にここに書いてある氏名・住所・生年月日というのが入ってくるということで、ここも修正</p> |

| | |
|----|--|
| | で、申し訳ございません。 |
| 委員 | それで、資料1-4の取扱記録のところ、対応経過記録と、その後、日報というのがあるんですけども、この中には個人情報が入り込むという余地はないと理解してよろしいでしょうか。 |
| 区側 | はい。 |
| 委員 | わかりました。そのような形で、コールセンターで個人情報を問い合わせ、それから予約があったときに個人情報をいただくんですけども、電話をかけてきたりされた方に、そういう個人情報取得に当たって了解をとるとか、そういうようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。 |
| 区側 | そうですね。個別にとることは考えておりませんが、一般的なご相談のほうが多いかなということは考えております。ただ、これは区に伝えて、区から回答しますかというようなご質問は当然するかなと思いますので、その際にそういう趣旨ということが入ってくるのかなと思います。 |
| 委員 | その趣旨の中で、個人情報を提供していただくのはご了解済みだと、こういうような運用をされるということですね。 |
| 区側 | 運用としてはそういうことを考えております。 |
| 委員 | 最後に1点、申しわけないですけども、資料1-13で再委託の禁止が掲載されていますね。前回やったときよりも、かなり再委託の禁止が細かく厳しく運用されるというふうになっているんですが、資料1-17の特記仕様書の第10条のところの1項のただし書きが普通と同じ書き方なので、もしこのように厳しくする事業であるのであれば、もう少し明確に、1-13の趣旨を規定の中に盛り込んだほうが、特記仕様書としてはいいのかなという感じがします。これは意見ということで、以上です。 |
| 区側 | これの今の想定で言うと、再委託は想定されないのですが、それを踏まえて仕様書を考えてみたいと思います。 |
| 会長 | ほかの方はいかがでしょうか。 |
| 委員 | 2点お伺いさせていただきます。 1点目、確認なんですけれども、資料1-3の一番上のところに取り扱う個人情報と、その中にログイン時のパスワードとなる誕生日日の4桁数字とあるんですが、ですから、誕生日日のデータが業者さんに渡るという理解でよろしいんですね。要はパスワードと聞くと、普通は業者が知り得ないというか、自分だけが知っていて、もし忘れてしまったら再発行みたいな形で、また自分で設定するというようなイメージがあるので、ログイン時のパスワードとなってしまうと、誕生日日って行かないのかなと私なんかは思ってしまうかなと思ったんですけども、ここの部分、確認をさせてください。 |

| | |
|----|---|
| | <p>2点目で、1-5のところ、情報管理の中の廃棄のところ、要はこのデータをいつまで持っているのかなというところで、この業務ですと、おそらく一時的なというか、一旦やったらそれで要なくなる情報だと思うんですけども、仕様書とかも拝見していると、契約が終了のときに廃棄するとなっているんですが、これは例えばすぐに消したいとか、そういうような考えの人……、どうなのでしょうね。私は別にいいと思うんですけども、そういうような考えを持っている人がいないのかなと。ですから、すぐに消せるようなシステムなり、あるいは消去してくださいという申請なり、そういうのができるのかどうなのか。すみません、細かいところですが、お願いします。</p> |
| 区側 | <p>1点目ですけども、パスワードと言うかどうかというところではあるんですけども、いわゆるIDのかわりに管理番号、パスワードのかわりに誕生日を聞いて、その2つで合うようにということで、もし何かあって、カードの通知が落ちてしまって、そんなことをする人はいないと思うんですけども、その通知で管理番号が入ってログインしようと思ったときに、ログインの番号と一緒に誕生日も入っているとログインされてしまうので、それを避けるために、お誕生日を入れてくださいというような記載をするということになりますので、パスワードというよりは、ログインをする2つの要素をそれぞれ別々に持っている。1つは通知文に書いてある、1つはご本人なら知っているであろうと、そういうことでパスワードと言ったんですけども、パスワードというと、委員のような認識で捉えられるケースもありますので、言い方なんですけれども、要するに2つの数字のセットで一方と一方と、そういうようなご理解で、今回はパスワードという書き方をしてしまいましたけれども、2つの要素と捉えていただければ、こちらとしてもうまい言葉が見つからなかったんですけども、そういう趣旨でございます。</p> <p>それから、2点目のほうなんですけれども、予約に関しましては、ご本人様が申請をしてお手元に渡るまでの平均の期間が3カ月ぐらいでございますので、3カ月程度ということになっています。それで、仕様書のほうにしか書いていなかったんですが、1-11のところ、電話対応の音声記録などは3カ月間の保管ということで仕様書のほうにはうたっておりまして、もしそのデータをすぐに消してほしいというお申し出があれば、それは考えなくはないんですけども、原則としますと、その程度の期間は持っていて、もちろん契約終了後はただちに廃棄していただくんですけども、運用中はそうしたことで事業者と話をしたいなと思っております。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございます。そうすれば、まず、システム上でパスワードという書き方をすると、もしかするとあれなので、2つの要素が必要というのはよくわかるので、生年月日とされたほうがよいかなと思いました。</p> <p>それから、ありがとうございます。わかりました。3カ月ということで、ですから、コールセンターじゃなくてシステムのほうに関しては3カ月というのではなくて、契約終了のタイミングでということですね。</p> |
| 区側 | <p>そうですね。</p> |
| 委員 | <p>おそらくこういうコールセンター業務って、何年にもわたって同じ業者さんが受託されることも可能性としてあると思うんですが、その際には、当たり前のことですけども、毎年毎年破棄をきちんとしていただけるようにしていただきたいなと思います。要望させていただきます。</p> |

| | |
|----|--|
| 区側 | 当然だと思っています。 |
| 会長 | ほかの方はいかがでしょう。 |
| 委員 | 全く基礎的な話で恐縮なんですけれども、資料1-3の区のセキュリティ対策の中で、操作される人に限定されるというふうなのが(4)のウにありますけれども、これは何人ぐらい。 |
| 区側 | そうですね。今の想定では5人程度、それほど広げないで管理担当になると思います。 |
| 委員 | なるほど。確認ですけれども、それは通常、ご担当の区の職員の方ということですね。 |
| 区側 | そうですね。おっしゃるとおりです。 |
| 委員 | もう一点、これは大変恥ずかしいんですけれども、資料1-15のところに、情報セキュリティ対策、これは前もご説明があった資料の中にも同じような資料が附属してあるんですけれども、こちらのほうが若干詳しいので、ちょっと確認なんですけれども、私が全く知識がなくて申しわけございません。ウイルス対策の中に、2行目なんですけれども、マルウェアの侵入がないことを定期的にとある。マルウェアというのは。 |
| 区側 | いわゆるウイルスという。 |
| 委員 | 一般的なウイルスという。 |
| 区側 | そうですね。一般的なウイルスというふうに、正式には不正を働くソフトというようなことになりますかね。ウイルスとか、不正な動きをさせてしまうような外的な要因ですので、そういうことを言うのかなという。 |
| 委員 | 通常のウイルス。 |
| 区側 | そうですね。感染するようなウイルスとか、悪意を持ってどこかにそういうシステムを埋め込もうとか、そういうもののことだと思います。 |
| 委員 | そういうことなんです。ありがとうございました。 |
| 会長 | マルウェアというのはマリシャスウェアの造語で、悪意のあるプログラム、最近のコンピューターウイルスの類いもいろいろな類いがあるので、最近ではウイルスとは呼ばずに、総称してマルウェアという言い方をしています。 |
| 委員 | なるほど。ありがとうございます。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 前回の27年の7月から28年3月までのときは、この庁舎の4階でたしかやっていたと思うんですけれども、今回、委託業者の事務所の中でやるとなると、金額的にかなり変わっ |

| | |
|----|--|
| | <p>てくるかどうかということと、1－9の、区の随時立入検査を行うことができる範囲ってどの程度のところなのか、お伺いいたします。</p> <p>区側 おそらく、最近いろいろなところがコールセンターを設けていると思うんですけども、こちらの区役所とか事業所、会社でも役所でも、中でというところはあまりないのではないかなと。目黒区もいろいろな業務をこの審議会にかけてコールセンターを設置していると思うんですけども、ほとんどが専門の事業者さんの中でやっているところ。やはりまず金額的に多分かなり違うというのと、おそらくやり手が、ここに3人とか5人とか詰めてくださいということではなかなか人が集まらないとか、その1つだけではなかなかペイしないというようなことがあろうかと思しますので、やり方はほとんどが専門の事業者さんのコールセンター業務を行う執務室があって、そこである程度の電話をまとめてとって、〇〇区ですとか、〇〇事業ですとかということで行っているのかなということになると思います。かなり今、そうでなくてもコールセンターの経費は桁がだんだん上がってきているぐらいな感じで違っていますので、まず、金額的にかなり高くなるのと、おそらくそういう事業者さんは、目黒区に通える人を3人毎日、確実にとかいうことは難しいのではないかなと思われまので、こういうやり方になっています。だから、27年度のときはこれでもできたんだというような思いはあります。</p> <p>立入検査できる範囲は、通常、我々が出張で行ける範囲、特に何分と書いておりませんが、1時間ぐらいかなというふうに思いますけれども、そこに行くと立入検査ができるというようなことを想定しています。特に時間は書いてありませんけれども、行って帰って1日仕事というところではなかなか我々の業務が行きませんので、ある程度の時間で立入検査ができる場所ということ想定した記載でございます。</p> |
| 会長 | <p>ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>質疑はないんですけども、もう採決でしょうから、意見を言わせていただきます。</p> <p>個人番号の話ですけども、私はそもそも個人番号については、マイナンバーにいろいろな個人の情報を紐づけして個人情報管理させるというような制度については反対です。ですから、これから国保だとか、あるいはここにポイント制などもありますけれども、そういうものに利用を拡大していくということについても反対です。それで、セキュリティの問題では、パスワードが誕生日でいいのかというセキュリティ上の疑問もあります。ですから、そうした個人の情報を1つの番号に強引に結びつけていく、紐づけしていくということですから、当然、外部結合についてもやめるべきだと思いますし、外部委託についてもやめるべきだと思いますので、私は反対だという意思表示はしておきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご意見もないようでしたら、採決に移ります。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> |
| 区側 | <p>賛成16名です。</p> |
| 会長 | <p>反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手)</p> |

| | |
|----|--|
| 区側 | 1名です。 |
| 会長 | 賛成16名、反対1名、保留の方がいらっしゃいました。 賛成16名でしたので、諮問については是とさせていただきます。ありがとうございました。 |

(2) 食品衛生申請等システムの利用に伴う個人情報の取扱いについて

| | |
|----|--|
| 会長 | では、続きまして、諮問事項2、食品衛生申請等システムの利用に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。 |
| 区側 | (資料により説明) (約15分) |
| 会長 | ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 |
| 委員 | 確認だけさせてください。まず、諮問の必要性のところの16条なんですけれども、これは資料2-8の表1のほうのボツの上から2つ目の欠格条項、いわゆるこの情報を扱うということで、16条のただし書きの規定になった、ここだけで考えてよろしいですね。 |
| 区側 | 今の委員のご質問にあったとおりでございまして、この欠格条項がございます関係で、この条を内容として組み込ませていただいたということでございます。 |
| 区側 | ちょっと補足いたします。資料2-8の欠格条項、ア、イ、ウとあるんですけれども、このアのところが違反して刑に処せられたという、ここの部分が犯罪に関する事項ということになります。条例の16条ですと、電子計算組織への記録禁止事項というものがあまして、第1項の中に、第7条各号に掲げる事項ということで、条例の第7条を参照しますと、第3号のところに犯罪に関する事項ということがありますので、本来ですと、この事項をシステムに入力するという、かつて刑に処せられたことがあるということは記録してはいけないものなんですけれども、国のシステム上、必要事項ということになりますので、本審議会にお諮りして、この条項、ただし審議会の意見を聞いて、実施機関が特に必要があると認める場合はこの限りでないという、そこに適用させていただきたく、16条でお諮りしているところです。 |
| 委員 | また確認なんですけれども、資料2-9の一番下なんですけれども、廃棄として、データは5年保存後、廃棄するというので、先ほどの説明では、このデータの廃棄は国が行うということで、国が5年たったら廃棄するという運用だということよろしいのでしょうか。 |
| 区側 | データの廃棄につきましては、今ご質問がありましたとおり、国が責任を持って削除する、その削除の方法については、これは国の運用・保守業務一式仕様書というものを区独自で確認させていただきまして、その仕様書の中で完全削除するというものを確認してございます。 以上です。 |
| 委員 | そうすると、区が改めて国が廃棄したのを確認するという運用になっているということで |

| | |
|----|---|
| 区側 | <p>よろしいのでしょうか。</p> <p>現段階では、先ほどご紹介しました政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準、ここの中に廃棄の、政府機関として廃棄する方法についての明記がございます。それとあわせて、その規程だけでは不十分だと区では思っておりますので、その仕様書、現在、この食品申請システムでどのような仕様になっているのかというのをこちらで独自に確認させていただいて、説明どおりの内容になっているということを確認してございますので、今後についても、その確認において処理されていると理解をしたいと考えてございます。</p> |
| 委員 | <p>わかりました。それから資料2-8で、先ほど、自治体職員として、区の方が取り扱う個人情報とは自区内の事業者情報に限るということで、それ以外のものは扱わないという運用ですね。</p> |
| 区側 | <p>公開情報と個人情報は分けてご理解いただきたいんですけども、個人情報の部分については、あくまでも目黒区は区内の事業者の個人情報しか扱えない、見られないということでございます。</p> |
| 委員 | <p>ということで、結局、国やなんかが公表して情報を得ることがあると思うんですが、その中に個人情報は入らないということで考えてよろしいのでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>それが先ほど、参考として、最後に資料2-10をごらんいただいたかと思えますけれども、国が公表するというのは、あくまでもこのレベルということでございます。ただ、リコール情報、こちらにつきましては、先ほどのご説明の中で触れさせていただきましたけれども、やはり健康にかかわる部分なので、そこについては個人情報も一部入ってくるという予定になっているということでございます。</p> |
| 委員 | <p>最後によろしいのでしょうか。この法改正がなされまして、施行日は令和2年の6月1日になっていると思うんです。それが令和2年4月からということは、要は2カ月間接続して練習をする期間を国が指定しているというようなことなんでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>実はこのシステム、ほんとうに法律上、施行日として定められているのが令和3年の6月1日になります。</p> <p>ただし、その間にかけて、今、委員もちょっとおっしゃっていただきましたけれども、かかわる業態が非常に多いのと、それから、冒頭の経緯のところでご説明しましたけれども、半世紀ぶりの抜本的な改正になりますので、ある業態については許可から届け出に変わるとか、2つの業態が1つにまとめられるとか、いろんな内容がここの中に入ってしまったままです。ですので、それを1つずつ丁寧にデータを移しかえていかないと、事業者の方にご迷惑がかかってしまうという状況がございます。</p> <p>ですので、それはこれから国が年明け早々に順を追って通知を出して、ここの期限までにこういう許可から届け出に変わるものとか、届け出から届け出で、ただ名称が変わるものとか、これを動かしていくとか、そういうタイムスケジュールが示されてきて、それでもって本格実施に結びつけるというスケジュールが示されてございますので、それに従って、今回、4月とお示ししているのと実際の施行日のずれが生じているということでございます。</p> |

| | |
|----|--|
| 委員 | そうすると、縷々ご説明されてきた、事業者がいろいろとできるというのは、令和3年の6月1日以降ということになるわけですね。 |
| 区側 | 実はそれもいろんなプロセスがございまして、ある業態、ある届け出なり申請については、前倒しと言わないですね、システムが整った段階で順次使えていくような形になってくるといことになりますので、ぴちっと令和3年の6月1日をもって全部使える、全部使えないということではなくて、部分的に使える部分がどんどん増えてくるというようなご理解をいただければ結構かと思ます。 |
| 委員 | ちょっと理解できないんですけども、法改正が6月1日だったら、その前に新しいのは施行できないんじゃないですか。 |
| 区側 | その辺も含めて、経過措置としての通知を国として順次発出していくと聞いてございます。 |
| 委員 | 2年の6月1日が施行日で、それで1年の猶予を置いて3年の6月1日から行うということであれば、その間にやっていくというのはわかるんですけども、3年の6月1日が施行日だとすると、前倒しというのはちょっと考えにくいなと思うんですけども、そこは大丈夫なんでしょうか。 |
| 区側 | それにつきましても、国のほうで説明会というものを開いておりまして、その中で明確なスケジュールを今後示していくということで聞いてございます。当然、しっかりした通知をもって、関係する許可を持っている方、それから届け出を持っている方というものの周知を図っていくという予定で考えてございます。 |
| 委員 | きちんとやっていただければと思いますので、基本的に法律の施行日、さっき定める政令というのが手元にあるんですけども、それだと2年の6月1日と3年の6月1日というふうにこのくだりが分かれていますんですけども、その辺がはっきりしなかったのを確認したかったんですけども、しっかり国と国の指導のもとやっていただければ問題ないかと思ますので、よろしくをお願いします。 |
| 区側 | しっかり国の通知等に沿って、事業者の方にご迷惑をかけないように準備を進めていって、新しい法改正の事業体に移行していきたいと考えてございます。 |
| 会長 | ほかの方はいかがでしょうか。 |
| 委員 | 今ありました施行日が、国のほうで令和3年6月1日と言っておきながら、経過措置がある場合には経過措置と先に示した上で、3年の6月1日となるんじゃないかと思うんですけども、これを随時これから国から指導があって進めるというのはちょっと気になる点でございまして、私もそう思っております、そこはやっぱり明確にきちんと説明すべきではないかなということでお話をさせていただいております。 |

| | |
|----|--|
| 区側 | <p>ちょっと先ほどの説明と重なる部分がございますけれども、8月の段階で、国のほうから開発スケジュールというものの説明会で各自治体が呼ばれております。その中で、2020年、来年の4月にこのシステムについての運用を開始しますというアナウンスがされている状況がございます。</p> <p>その中でさまざまな、1つずつ業態についての経過措置というものが示されております。これはあくまでも事務連絡にすぎない経過措置なんですけれども、それが例えば、名称が変わったものはこの期間にこういうふうにするよとか、AとBと2つの業態があったものについては、取りまとめて1つのCという業態にするよとか、いろんなパターンがこの段階で示されております。</p> <p>その示されている中で今後進んでいくんですけども、やはり我々は法律をもとに仕事をしておりますので、しっかりとした通知をもらわないと困るんじゃないかという話を申し上げて、そうしましたところ、国は必要に応じて順次通知を出していくので、それに対応をお願いしたいということで聞いてございます。</p> |
| 委員 | つまり経過措置はあるという前提になっているということですか。 |
| 区側 | そういうことでございます。 |
| 会長 | ほかの方、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 情報セキュリティ対策のところなんですけれども、厚生労働省のセキュリティポリシーを遵守しているとありますが、この内容というのは、資料2-9のところに示されている内容とイコールということによろしいのでしょうか。先ほど廃棄のところ、厚労省と基準よりも厳しくやっているという趣旨の発言をされたんじゃないかなと思うんですけども、その辺をお伺いします。 |
| 区側 | ここに国のセキュリティ対策として挙げられているものもとなっているものというのが、ちょっと繰り返して申しわけないんですけど、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準と。平成30年に一部改正がなされていると思いますが、その基準を受けて、厚生労働省でセキュリティポリシーをつくり上げている。そのセキュリティポリシーに基づいて、この表組みの中のセキュリティ対策が書かれているという状況でございます。 |
| 委員 | いいですか。 |
| 会長 | はい。 |
| 委員 | そうすると、LGWANの部分、要するに行政間の情報のやりとりについては、LGWANを介する仕組みになっているんですけども、これも厚労省のセキュリティポリシーに基づいたネットワークを活用するというのでしょうか。 |
| 区側 | おっしゃるとおりでございます。 |

| | |
|----|---|
| 委員 | わかりました。いいです。 |
| 会長 | ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) |
| 区側 | 18名賛成です。 |
| 会長 | 全員賛成となりましたので、諮問については是とさせていただきます。どうもありがとうございました。 |

(3) 受動喫煙防止対策に係るコールセンター運営及びアドバイザー派遣業務委託に伴う個人情報の取扱いについて

| | |
|----|---|
| 会長 | 次に、諮問事項3、受動喫煙防止対策に係るコールセンター運営及びアドバイザー派遣業務委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。 |
| 区側 | (資料により説明) (約8分) |
| 会長 | ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。 |
| 委員 | ちょっと確認をさせてください。資料3-2の取り扱う情報ということで、個人情報として、氏名と連絡先だけになっているんですけども、ご説明、資料などから、色々と内容といたしまして、対応内容とか、訪問の内容だとか、記録だとか、問い合わせ内容のメモとか、こういうものを作成するように業者さんには指示しているようなんですけども、その中に個人情報が入ることはないんですか。 |
| 区側 | よろしいでしょうか。 |
| 会長 | はい。 |
| 区側 | その点といたしましては、もちろん具体的な案件のお話ということであれば、ここの業者さんがということで、法人情報が出てくるということはあるかと思えますので、(6)のイのほうがそれについて書いているものでございます。想定しています大部分のものは、たばこについての規制はどうなったのか、どのようになっているのかとか、そういったことも含めて一般的なお話をコールセンターとしては想定しているものですので、どこの事業者さんがという具体的なものは例外的なものかというふうに考えてございます。 |
| 委員 | それと今のお話でいきますと、想定される内容というのは、あくまでも事業者に対する対応であって、個人を対応の相手とすることは考えていないと。だから、個人情報は連絡先、氏名ぐらいしか出てこないと、こういう事業の内容ということでよろしいでしょうか。 |

| | |
|----|--|
| 区側 | まず、今回、屋内のたばこの規制でございまして、基本的には、法律のつくりというのが多数の者が集まる施設についての、法律上こうしようという規制を定めていますので、事業者といいますか、施設の管理権限者に義務を課すというものでございます。ですので、それに対する苦情等を想定しているものですから、基本的には個人というよりは施設の管理権限者等に対するものを想定しているものでございます。 |
| 委員 | ちょっと思ったのは、例えばそういう施設の方に行ったときに、経営者じゃなくて従業員のひととお話をしたと。その人のお名前とかが出てくるとか、そういうことが想定されないかなというちょっと心配がありまして、だから、個人情報扱わないよというふうになっていますので、可能性として出てくることもあるのかなとちょっと思ったものですから、そこを区としてどう考えてらっしゃるのかお伺いしたんですが。 |
| 区側 | 確かに事業者名や所在地、代表電話番号等は法人情報で、その担当者となると、また個人情報ということのご指摘かなと思います。取り扱う情報がある中で、氏名及び連絡先ということを書いておまして、氏名の中にはそれを含めた記載をしたつもりでございました。申しわけありません、説明が十分ではございませんでした。 |
| 委員 | 適切に運用していただければと思いますので、もし個人情報が出てきましたら、そのところは事業者さんとしっかりと連携して、個人情報の取り扱いをきちんとしていただければと思います。よろしくお願いします。 |
| 区側 | はい。ありがとうございます。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 今度のこの改正において、都道府県知事、そして括弧の保健所を設置する市または特別区にあつては、市長または区長ということで、全面的に区がこれに対応する必要があるという形で設置されるということですが、これまでのところはどのような形になっていたのか。というのは、次ページの委託先のところに、過去5年以内に、他自治体における受動喫煙防止対策に係るコールセンター運営などの実績を有することとなっていますので、他の自治体において、こういうことを扱った業者というのは実際にはどんなところがあったのか、これまでのところと関連してどういうところを想定しているのかという、そのあたりのところをお伺いしたいんですが。 |
| 区側 | これまでの対応でございまして、来年度の法律の全面施行に向けて、各自治体とも動き始めているところでございまして、実は今年度からもコールセンターを14区が開始しているところでございます。ですので、我々といたしましても、そういったところを想定してお願いしていくことになるかなということで、このような条件にしてございます。 |
| 委員 | これまでは区に寄せられたことに対して、どのような形で対応されていたんですか。 |
| 区側 | 答弁漏れで失礼いたしました。これまではもちろん、今、健康推進課のほうで受動喫煙防止についてのことをやっておりますので、問い合わせや質問があった場合には、職員が丁寧な対応でお答えをしてきていたのですが、来年の4月以降は、一気にこれについての問い合 |

| | |
|----|--|
| | <p>わせが増えるであろうということを想定いたしまして、コールセンターを設けることとしたものでございます。</p> |
| 委員 | <p>他の自治体で5年以内ということは、つまり、ほかの自治体と同じところを使う可能性もあり得るということですか。</p> |
| 区側 | <p>はい。おっしゃるとおりでございまして、この動き自体、法律ができたのが30年なので、そこから世の中が動き始めたということなのですが、コールセンターをやったことがある経験を持っている者も限られてきておりますので、同じようなところをお願いしていくような形になるかなとは思っています。</p> |
| 会長 | <p>ほかの方はいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>質問させていただきたいのは、私の生活の圏内で想定されることを1つ考えているんですけど、例えば資料3-5で、問い合わせは、区民の方がこういう状況があったんだけど、これは違反しているんじゃないのとか、そういう一般的な問い合わせというのも想定されると思うんですね。その場合は、その時点ではコールセンターのほうから名前とか個人情報を吸い上げるようなことはせず、そこでわかる範囲で答えていただいて、ただし、例えばこういうお店でこういうことがあったけれども、これは違反なんじゃないですかというような問い合わせもきっと増えるんじゃないかと思うんですね。ただ、それを申し上げた場合でも、電話をした人の個人情報はこちらでは原則として聞き取らないということで、それでよろしいでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>まず、ご相談いただいた方に折り返しの必要がある場合はお尋ねします。対応結果を聞きたいとか。ただ、そうでなければ、情報提供ということでお寄せいただく分には、特に個人情報を聞き取ることはいたしません。</p> |
| 会長 | <p>どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>もう一つ、資料3-5の、電話をしたときの流れなんですけれども、例えば、問い合わせ者の区民の、何か用事があってコールセンターにつないでいただいた。こちらで問い合わせがあった分は区が全部記録をして、内容をピックアップして、これは問題があると思った場合は対応するという話だったと思うんですけれども、例えば、区民が一般的に電話をした場合、専用回線のアドバイザーに電話がつながるかどうかというのは、これはコールセンターに勤めてらっしゃるオペレーターの方の判断ということになりますでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>まず、アドバイザーは専門的知識の者ということで、こちらは原則、区の判断によって派遣したり対応したりということですので、全件、まずはコールセンターから区のほうに報告が来ますので、その中から区が指示したものについてアドバイザーが動くという形でございます。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 委員 | <p>ちょっとよろしいですか。</p> |

| | |
|----|--|
| 会長 | はい。 |
| 委員 | 直接個人情報とは関係ないかもしれないんですが、個人情報の取り扱いに関係するという ことで、資料3-7ですけれども、9の(2)のところ、業務従事者について、1人である 場合は、別に業務管理責任者を選任するというので、これだけの事業を1人でやるという ことはとても不可能じゃないかと思うんですが、区が1人であることを認めているという のは、何か確信があるんでしょうか。 |
| 区側 | すいません、どちらの。 |
| 委員 | 資料3-7の9の(2)のところ、 |
| 区側 | これは業務従事者が1人である場合は、別に業務管理責任者を選任することという記載に ついてのお尋ねですけれども、これは業務従事者イコール業務管理責任者という状況になる ことを防ぐというか、1人しかいない、ほんとに1人で業務従事者で業務管理責任者もして いるという状況にさせないために、1人である場合は別に選任することという書き方をし ているというもので、全体を1人であることを容認する趣旨ではございません。 |
| 委員 | これから契約する仕様書になると思うんですが、どう考えても1人じゃ無理な事業じゃな いかと。そうしたときに、こういう1人でも容認するような状況を入れるのは、個人情報の 取り扱いの観点からもちよっと心配が出ちゃうと思うんです。そここのところをもう少し、仕 様書を現実に即した、事業に合わせた形にさせていただいたほうが個人情報の取り扱いの観点 からも安心だということで、意見として述べさせていただきます。 |
| 区側 | 表現については検討させていただきます。 |
| 会長 | では、よろしいでしょうか。 |
| 委員 | 委員長、1点だけ。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 今、受動喫煙防止対策相談窓口が、もくもくゼロといって東京都のほうでありますけれど も、これができたときに、そことの関係はどのようになるんでしょうか。 |
| 区側 | 東京都が設けているというのはご指摘のとおりでございますが、それとは別に目黒区独自と して設けるものでございまして、具体的なこの事業者が、ということにもきちんと自治体 として対応ができる、我々が今後、指導・助言等をしていかななくてはいけない立場です ので、それを受けて対応ができるという意味合いがございまして。 |
| 委員 | じゃあ、今、東京都のほうで窓口とかでこれを配ったり、いろいろしていますよね。これ はこれでまた進めながら、連携とかはとらず、別の形でやっていくという形でもよろしいで しょうか。 |

| | |
|----|---|
| 区側 | そうですね。東京都は東京都で、区は区として必要性を感じて独自に設置して、別々でそれぞれやっているという形になります。 |
| 委員 | 連携はとらない？ |
| 区側 | 特に連携ということは、今は想定はしてございません。もし東京都のほうから何か情報が寄せられれば、もちろんそれには対応はいたします。 |
| 区側 | 補足ですけれども、例えば東京都の窓口にお問い合わせが行って、目黒区のどここの何というお店のここがけしからんといったときに、都は直接指導、保健所を持っていませんので、それはそういった部分を区に戻すとか、区に来たものが東京都の条例おかしいよというようなことであれば、それは都へ戻す、そういう連携はとりますけれども、一緒に動くわけではなくて、あくまで今回の指導というのは保健所の業務として位置づけられていますので、法律上も都条例も保健所としての役割なので、指導の権限は目黒区。ですから、その周辺のところでは情報交換はあるとしても、いわゆるAさん、Bさんを最初からつなぐという前提で組み立てているわけではない、そうご理解ください。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 会長 | では、よろしければ採決に移ります。 |
| 委員 | すいません、1点だけですけど、特記仕様書の関係なんですけれども、これは全く問題はないんですけれども、ほかの業務の特記仕様書と違うところが何か所かあって、加筆されているところがあるんですね。それがなぜなのかというのがちょっとよくわからないんですが、例えば第6条の4項の規定とか、あるいは第8条の2項のパスワードの管理については管理者のみが取り扱うというのは、ほかの特記仕様書にはないんですね。ここだけあって、それから9条も同じく3項がほかのところはないんですね。これは先ほどの話を頂戴していると、あまり個人情報を扱わないにもかかわらず、かなりきめ細かな書き方をされているので、これは何かその背景があるのか、もともと常識的なことで、ほかの特記仕様書には書かなかったのをここだけお書きになったのか、ちょっとその辺の経緯がよくわからなかったんですね。 |
| 区側 | 今回、特記仕様書をつくるに当たりまして、ほかのものなども確認をしながらつくったところでございますが、より丁寧なということで、このような記載をしているということと、もう一つですが、コールセンターの事業者としては、他自治体の業務をあわせてコールセンターで受けていたりすることもあるので、我々の個人情報をきちんとそこで分けてもらわなくてはならないという必要性もあって、より厳しい規定としたということでございます。 |
| 委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 会長 | では、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) |

| | |
|----|--|
| 区側 | 全員賛成、18名です。 |
| 会長 | <p>賛成18名、反対者ゼロでございます。それでは、諮問については是とさせていただきます。</p> <p>当初の予定時間まで残り10分を切ってしまいましたけれども、10分ではたぶんこの(4)が終わりませんので、16時を多少過ぎて審議を継続させていただいてもよろしいでしょうか。16時までということでご都合を立てていらっしゃる方は16時でご退室して結構でございます。</p> |

(4) 地域包括支援センターに係る委託事業の拡大に伴う個人情報の取扱いについて

| | |
|----|--|
| 会長 | <p>では、このまま審議を続けさせていただきます。</p> <p>審議事項4、地域包括支援センターに係る委託事業の拡大に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p> |
| 区側 | (資料により説明) (約6分) |
| 会長 | ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。 |
| 委員 | 1つ質問なんですけど、私の理解が間違っているのか、こういう理解の仕方でもよろしいでしょうか。つまり、現在は、障害者福祉に関して、福祉のコンシェルジュという目黒区の区役所内で個人情報を管理しています。それが、このたび地域包括支援センターというのは民間委託ですよ。4カ所か5カ所かわからないですけど。区で持っていた障害者及びその家族の個人情報を民間委託に、その方の住民票の住所にのっかって分けて、そちらにお渡しするというところでよろしいんでしょうか。全然違いますか。 |
| 区側 | <p>区役所の福祉のコンシェルジュにつきましては、個人情報関係は一通り持っております。それで相談支援しているところです。障害についても、高齢についても、介護についても、いろいろなさまざまな分野を扱っております。</p> <p>地域包括支援センターにつきましては、高齢者の情報を持っていて、高齢者については今まで相談支援を主に行っています。ただ、それ以外の障害者とか介護についても相談は受けているんですが、手元にデータがなかった。それを今回、今まで65歳の高齢者に加えて、障害者の情報も流すことで、家族も含めたサービスに拡充できるという部分で、情報を今までのに加えるというような形でございます。</p> |
| 委員 | 障害者にとっては、障害者の情報が、今までは区の中にあっただけものが、地域包括に出ていくということですよ。 |
| 区側 | そうですね。包括支援センターで持っていたものが若干、障害者の部分も加わるということです。 |
| 委員 | 地域包括の人たちのところに渡っていくということですね。 |

| | |
|----|--|
| 区側 | そうです。 |
| 委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 私のほうからは1点、資料4－8のところ、現行の取扱情報から追加する取扱情報で1、2、3。1番は、データ数が7万4,000件に対してプラス5,000件なので、そうはないかなと思うんですけども、2番が、これは約3,800に対して2,800なので、ほぼ同数で、3番の受給情報については、9万7,000件に対して3万7,000件とあって、これは、個人情報を取り扱う観点から、例えば増員をして、地域包括支援センターでしっかりと整理しながら管理していくということを区では考えていらっしゃるのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。 |
| 会長 | お願いします。 |
| 区側 | システム自体は今までと全く同じですし、個人情報の管理についても今までと全く同じです。ただ、出てくる情報が若干種類が増えるというだけで、区の包括支援センターシステムで流れる情報というのは、画面で見られるだけです。何かそれに書き込んだりするものではございませんので、管理としては今までどおりという扱い。ただ、情報の量が増えるので、件数が若干量が増えると、そういうような理解でございます。 |
| 委員 | データ上の量というのは理解できました。相談支援の業務も絡んでくるので、おそらく窓口で対面することになると思うんです。例えば、高齢者の方、認知症の方であるとか、障害であれば目の見えない方であるとか、耳が不自由な方であるとか、もっと言うてしまえば、知的に障害がある方で、なかなかコミュニケーションが図りづらいケースというのがあるかと思えます。そういったところの増員があったほうが窓口のほうも負担は下がるんじゃないかななんて思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。 |
| 区側 | 今のところ、包括支援センターの職員の増員というのは考えておりませんが、実際に年度が始まって、相談の実績というんでしょうか、そういうものが増えてくるようであれば、そういった部分でも改めて検討させていただきたいと思っています。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 1点お伺いしますが、障害者への対応を拡大するということですが、この中には、精神障害者は含まれないのでしょうか。 |
| 区側 | 精神障害の方は含まれておりません。といいますのは、精神障害の関係は保健所が取り扱っておりますが、データ化されていないものなので、この中では流せないということになります。ですから、今回は身体障害者手帳と愛の手帳の方をまず対象ということで拡大を考えております。 |
| 会長 | ほかの方は。 |

| | |
|----|---|
| 委員 | もう一つだけ教えてください。ちなみに、地域包括支援センターですが、目黒区さんとしてはどういうところに委託されているのでしょうか。 |
| 区側 | 今、区内に5地区ございます。今現在ですけれども、社会福祉法人とか、あとは民間というところもございます。 |
| 委員 | 社会福祉法人の施設ですか、それとも、何でしょう、病院ですか。 |
| 区側 | 具体的に申し上げますと、社会福祉法人の社会福祉事業団が今現在3カ所、社会福祉協議会が1カ所、あと、民間のやさしい手というところが1カ所入っております。 |
| 委員 | そういうところに情報が流れていくということですね。 |
| 区側 | そうですね。 |
| 委員 | わかりました。ありがとうございました。 |
| 会長 | ほかの方はいかがでしょうか。 |
| 委員 | 1つ教えてください。資料の4-7で、下の(2)の障害者を対象とした申請受付業務、今度追加になりますよということで、有料道路云々とありまして、ポチの4つ目の車検証以降の情報、それから、イの都営交通無料パス云々というもの一番最後のポツも、戦傷病者手帳、それから原爆被爆者手帳、これらの情報につきましては、資料4-8の中のシステムの取扱情報には入っていないような気がするんですけども、そうすると、これはシステムでは扱わないで、また別な扱いをするのでしょうか。 |
| 区側 | こちらについては、私から説明させていただきますと、基本、障害者手帳の中に、その情報があって、手帳の中で、その更新というか、できる、特にシステムを活用してこういった割引制度を使うというものではなくて、あくまでも、持ってきた手帳情報をもとに取り扱い事務ということになっております。なので、特にシステム情報にはこちらのアとイの、資料4-7ページの申請受付業務については基本、本人が手帳、あとは車検証等を持ってきて、それをもとに手続をするということで、特にこの情報を例えば何かシステムに入れるとか、そういった手続にはしなくて対応できるという業務でございます。 |
| 委員 | いわゆるマニュアル情報として持っているということになるわけですか。 |
| 区側 | そうですね。システムには入れない情報として、システムの中に入らない情報というか、手帳の情報ですとか、申請の情報をもとに行うというところですよ。 |
| 委員 | アのほうの車検証のほうは、今のご説明でわかるんですけど、下のほうの戦傷病者手帳とか原爆被爆者手帳になると、それこそ障害者手帳と同列の位置づけじゃないかというような気がするんですけども、それもシステムには入れないんですか。 |
| 区側 | 本人が、例えば、戦傷病者の手帳ですとか、原爆の被爆者手帳とか、本人が持ってきてい |

| | |
|----|---|
| | <p>る中にこういった情報が入っているというところです。</p> |
| 委員 | <p>よろしいですか。</p> |
| 会長 | <p>はい。</p> |
| 委員 | <p>区民の方が、例えば、戦傷病者手帳を持った、いわゆる障害のある方だと、それから、原爆被爆者手帳をお持ちの障害のある方だというような位置づけではあるわけですよね。でも、システムからは外されて、管理するとなると、どこでどう管理するんですか。</p> |
| 区側 | <p>情報の中、一部システムの情報とたしかに重複しているような情報もあるんですけども、例えば、都営の無料交通であれば、定期券みたいなパスポートをそれをもとに発行するのと、あとは、高速のほうであれば、いわゆる手帳にシールみたいなのを張るやり方と、交付書を直接、いわゆる高速道路会社に送ってE T Cでやるというやり方があるので、事務手続的にはそういったやり方で、実際、今、障害福祉課も対応しているということです。特に何かシステムに入力するとか、そういった手続的なところはなくてできるという業務になっています。</p> |
| 委員 | <p>実務上できるんでしょうけど、何か、例えば、Aさんは戦傷病者手帳をお持ちですとか、Bさんは原爆被爆者手帳をお持ちですよという、そういう基本情報はシステムに入らないということですね、今のご説明ですと。</p> |
| 区側 | <p>あくまで、本人の手帳をもとに確認をするので、特にそういったシステムを使わなくても、手帳そのものに本人の写真とか情報が入っているの、それで、今も障害福祉課で対応しているということです。</p> <p>1点だけ補足ですけども、障害福祉課のほうは、原爆の手帳の管理とか、戦傷病者の手帳の管理というのは特に行っておらず、もともとシステムには入っていないというところなんです。</p> |
| 委員 | <p>システムに入っていないから追加するんじゃないかと思ったんですけど。</p> |
| 区側 | <p>手続的には、要は、手帳だけの事務でやりとりができて、あえてそれをシステム化するということが必要がないということです。</p> |
| 区側 | <p>今回のシステムというのは、マニュアル、手書きでやっていたものを、わざわざこのシステムのために情報をつくるのではなくて、もともと区が、区役所の中で障害福祉課だとか、介護保健課、高齢福祉課が持っている利用者さんのデータ、区の持っているデータを包括支援センターの仕事をするときに、みんな丸ごと8050とかいろんな相談がありますので、相談する方が自分の状態がよくわからないというときに、この相談を受ける皆さんが、家族情報、基本情報を持っていれば相談しやすいよねということで情報を追加させていただこうとしています。</p> <p>今言った身体障害者手帳、今回追加する情報というのは、区のもともとの福祉総合システムというところに入っているんですが、そこに戦傷病者手帳の情報とか、原爆被爆者手帳の情報というのはもともと区自体もデータベース化していない。ですから、もともとデータベ</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ース化していないものなので、こちらも新しいシステムに送るにしても送るもとにデータベース化されていないということです。</p> <p>この2つについては、手帳を持っている方を手帳だけで確認ができるので、もし、窓口に来られればその方の家族情報、ほかの情報をシステムで付加して、ご相談対応するというものでやってございます。</p> |
| 委員 | <p>今の確認なんですけど、ということは、例えば原爆被爆者手帳を持っている方は、これまでですと、障害福祉課の窓口へ行っていたんですけど、今後は地域包括のほうに行くということですか。</p> |
| 区側 | <p>そうです。どちらでも大丈夫なんですけど、この2つの情報については、実績にございますように、わりと単発で、しかも利用者が多いということで、包括は土曜日とか夕方もやっているということもございますので、区民にとってより多くの、そういった形では更新の機会をつくっていくということもございまして、障害福祉課でもできますし、今度は、4月以降は包括でも更新できるということでございます。</p> |
| 委員 | <p>そのときは、データベースはないけれども、現物の手帳を持っていれば、そうだとすることは確認できるという趣旨ですか。</p> |
| 区側 | <p>もともと、必要書類としても手帳というところが要件になっていますので、どっちみち手帳を持ってきていただくということになります。</p> |
| 会長 | <p>どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>失礼な質問なんですけど、そうすると、顔パスということになっちゃうんですか。</p> |
| 区側 | <p>手帳には写真も載っています。</p> |
| 委員 | <p>いや、いいんですけど。この人が、いわゆるこういうサービスを受けたということは、どこかに残らないんですか。</p> |
| 区側 | <p>もちろん、申請書とか記録にはきちんと。</p> |
| 委員 | <p>そういう意味で、それが何かデータに上がるんじゃないかと単純に思うだけなんですけど。</p> |
| 区側 | <p>紙ベースの事務作業で今も障害福祉課で。</p> |
| 委員 | <p>それで、データ化するということがこちらにも記載されているじゃないですか、そういう意味でここに載っているんですよね。</p> |
| 区側 | <p>こちらは、あくまでも委託業務で扱う個人情報ということなので、(1)の相談業務は端末の情報を参考にさせていただくんですけども、資料4-7の(2)の業務については、従来どおり、障害福祉課とも同様、いわゆるデータベース化せずに行う。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | 何となく、配慮した対応をしていただいているというのは、一生懸命、聞こうとはするんですけども、システム上は、ほんとうに顔パスになっちゃうような説明としかとれないんですけど。 |
| 区側 | あくまでも個人については、身体障害者手帳の写真等も載っていますので。 |
| 委員 | それはできると思うんですけども。 |
| 区側 | 補足します。資料4-7の(2)のアとイの2つの申請の手続、申請の受理。受理して障害福祉課へ送るといふこの受理業務は、現行でも全部紙処理というか、システム処理をしていないんです。申請書を書かれて、申請された方が該当者になるかどうかは、身障手帳とか、ここに記載の必要書類で確認をして、それであなたは対象ですねという手続をするので、これのデータベース化というのは区としてはやっていないということなんです。 |
| 委員 | やってなくていいということですね。 |
| 区側 | はい。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 区側 | それでできていると。今後、たくさん増えてデータベース化するときは、また改めてお諮りするかと。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 委員 | 要するに、こちらは、身分証のようなものの取り扱いで、身体障害者手帳とか、手帳をお持ちになった方が窓口に行けば、都営交通無料パスの手続ができますよということ。 |
| 区側 | 東京都で発行しているものなので。 |
| 委員 | 東京都で、そうですよね。それが今までは、福祉のコンシェルジュとか、区の役所の中で行われたことが、今後は土曜や日曜に包括支援センターでも行うことができますよという身分証みたいなものと考えればよろしいですね。 |
| 区側 | そうです。もともと公的な身分証として使えるものでございます。 |
| 委員 | ありがとうございました。 |
| 区側 | 今の点で補足です。日曜日はやっておりません。包括は、土曜日の8時半から5時と、平日は5時までに加えて7時まで延長していますので、平日は夜7時までご利用いただけるということでございます。 |
| 会長 | どうぞ。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>ちょっとこんがらがってきているんですけど、そうすると、資料4-3のところの6の(2)のアというところに、個人情報の保管期間というのがありますよね。住民記録情報はわかるんですけども、その他の情報という部分については、これはいわゆるデータの中にあるもの、それから、今言った紙媒体に当たるものというのが想定されるんですが、ここにあるその他の情報というのは、そうすると新たに追加される障害者の方の情報の、どの部分に当たるんでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>4-3の…。</p> |
| 委員 | <p>4-3の6の個人情報の保護の(2)のところ、センターのシステム上の措置というのがあって、その中の個人情報の保管期間という部分なんですけれども、これは、新たに障害者の情報が記録をされるということになると、住民記録情報はさっき言ったように住民記録情報ですからわかるんですけど、その他の情報というのは何でしょうかという。</p> |
| 区側 | <p>それにつきましては、もともと画面で情報を照会するだけで書き込んだりというものではありません。</p> |
| 区側 | <p>整理させてください。今委員がご質問された資料4-3の6の(2)というのは、地域包括支援センターシステムという、このシステムというのが先ほど来言っている窓口で相談するに当たって家族全体の、高齢もあって、障害者が家族にいたりとか、そういった全体のことを丸ごと相談するための基本情報を見るだけのシステムのお話です。これが6の(2)です。地域包括支援センターシステム上の措置です。</p> <p>もう一つ、先ほど来話をしていたバスの無料パスとかETCというのは、システムに入っているのではなくて、紙での申請書で、紙としての取り次ぎになりますので、同じ個人情報ですけども、システム上の措置ではなくて、一般的な紙の個人情報保護の扱いの中に含まれるという形になります。ただ、申請された方が手帳で確認できると同時に、身体障害者手帳をお持ちだったら、その確認は、システムでもできますけれども、車検証云々等は全部紙だという。</p> <p>業務としても、資料4-2のところの新たに追加するア、イ、ウという個別相談支援のもの、有料道路の割引の手続の申請と無料パスの申請と3種類ありますよということです。特にアのほうの部分の業務をやるのに、いろんな基本情報がないとなかなか相談がかみ合わないの、用意して、今までは高齢者のみでしたけれども、障害をお持ちの方についてもさまざま相談を受けて、行政のサービスにつなげていこうというのが今回の趣旨でございます。</p> |
| 会長 | <p>よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> |
| 区側 | <p>全員、18名、賛成です。</p> |
| 会長 | <p>賛成18名、反対ゼロということで、諮問については是とさせていただきます。済みません。20分オーバーすることになってしまい申し訳ありませんでした。</p> |

4 その他

| | |
|----|--|
| 会長 | <p>以上をもちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。 事務局から、その他として何かございますでしょうか。</p> |
| 区側 | <p>遅くなりまして大変申しわけありませんでした。 次回、2月なんですけれども、今後控えている案件が約10件ありまして、とても1回では終わらなさそうですので、当初予定しておりました2月3日のほかに、2月17日も開催させていただきたく、それも、今日のように2時間で4件だとはみ出してしまうので、各回5件としても、3時間お願いしたいなど。それぞれ、2時から5時までご予約の確保をお願いしたいところであります。</p> |
| 委員 | <p>途中までしか参加できないというのはありますか。</p> |
| 区側 | <p>事前に、何日は何時までなどお知らせいただけますでしょうか。ぜひ、定足数を満たしますよう、よろしく願いいたします。 あともう1件です。本日机上に配付しました法定調書にかかわる資料ということで、クリアファイルに入れて机上に置かせていただきましたが、こちらのご提出は、11日水曜日までにご返信いただければと思います。不明な点ありましたら事務局のほうにお尋ねいただければ別途ご説明します。</p> |
| 会長 | <p>2月は2回、しかも3時間と長丁場でございますので、できるだけ、途中退出をご予定される場合には、必ず事務局までご連絡をいただければと思います。また、定足数の関係もでございますので、ご予約についてもわかり次第事務局までお知らせいただけると幸いです。 以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、散会いたします。</p> |

以 上